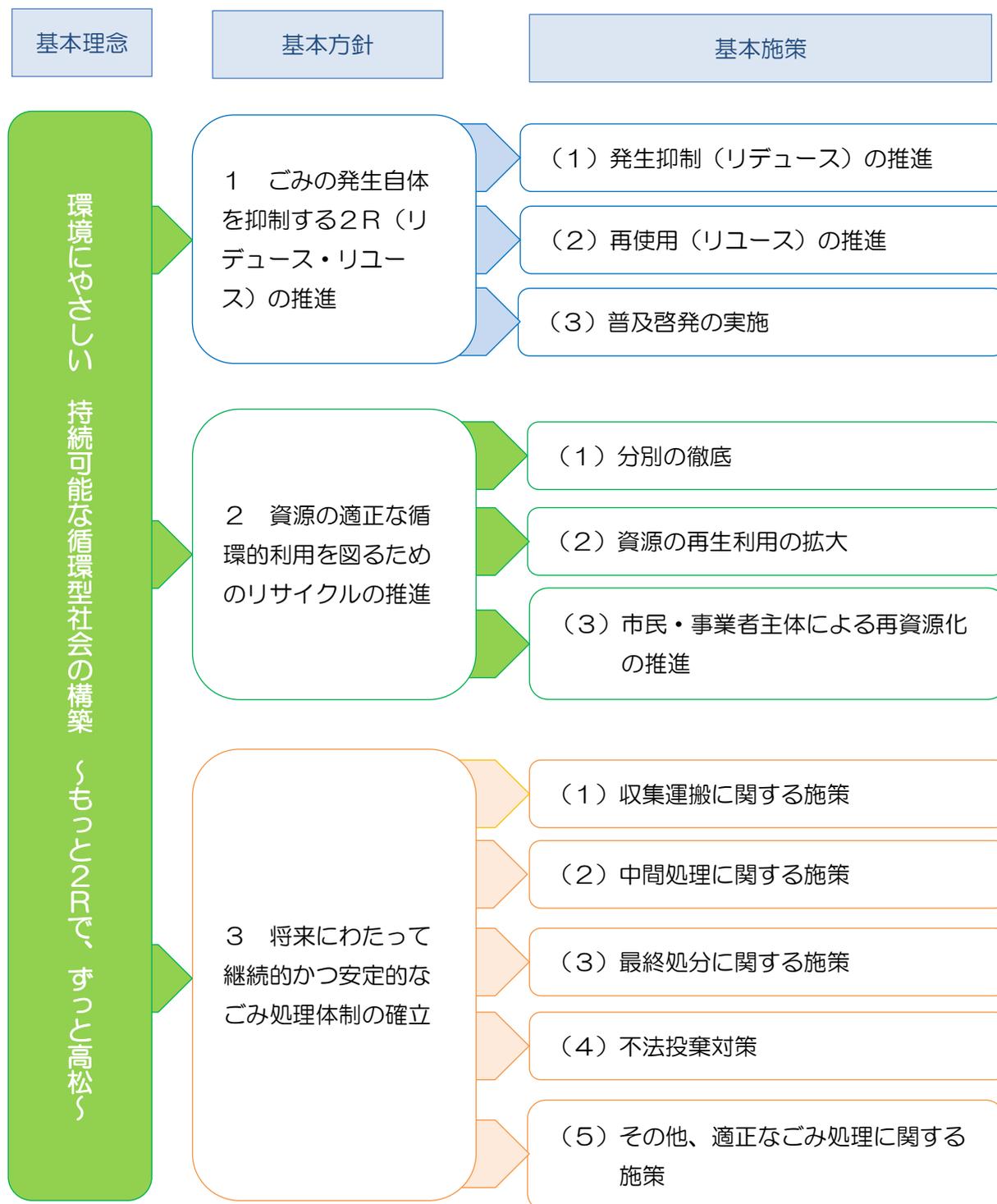


第5 ごみ減量・資源化促進事業

1 ごみ減量・資源化促進事業の概要

本市では、平成30年3月に改定した「高松市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念「環境にやさしい 持続可能な循環型社会の構築 ～もっと2Rで、ずっと高松～」の実現を目指し、3つの基本方針の下に、11の基本施策、48の取組項目を設定し、ごみの減量・再資源化や適正処理など、基本理念の実現に向けた取組を推進している。



2 ごみの発生を抑制する2Rの推進

(1) 食品ロス対策等の推進

食品ロス（本来食べられるのに捨てられる食品）の削減を始めとする食品廃棄物の減量・再資源化を推進するため、令和4年2月に「高松市食品ロス削減推進計画」を策定し、環境・身体・家計にかしこいライフスタイルであるスマート・フードライフに関する市民意識の向上に取り組んでいる。

ア 食品ロス実態調査 調査結果

項目 実施日	試料重量	食品廃棄物	食品ロス	食品ロス	
				うち直接廃棄	うち食べ残し
平成30年度 (H31.1.31)	631.32 kg	267.38 kg (42.4%)	90.28 kg (14.3%)	55.78 kg (8.8%)	34.50 kg (5.5%)
令和2年度 (R3.2.4)	696.10 kg	256.75 kg (36.9%)	67.96 kg (9.8%)	50.84 kg (7.3%)	17.12 kg (2.5%)

イ フードドライブの実施

市主催行事等に併せて、フードドライブを実施した。条件を満たした食品（調味料やレトルト食品など）を受け付け、NPO法人フードバンク香川などに提供した。

項目 実施日	開催行事名等	重量
令和2年度	市職員向け STOP!地球温暖化展	252.1kg
令和3年度	環境展 アローズフードドライブ 活動週間	139.3 kg
令和4年度	環境展 環境活動展 ゼロカーボンシティ展 アローズフードドライブ	556 kg

ウ 食品ロスに関するアンケート調査

令和5年2月に、食品ロスに関する市民意識や取組状況を把握するため、市民アンケート調査を実施した。

- ・食品ロス認知度 88.4% ～食品ロスに関する市民アンケートより～

(2) 廃棄物の排出を抑える製品の利用推進

ア レジ袋等の削減に関する協定

温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に大きな効果があるレジ袋等の使用量の削減について、平成20年12月1日に、11事業者・6市民団体・市の三者でレジ袋等の削減に関する協定を締結し、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組んでいる。

令和2年7月からのプラスチック製レジ袋有料化義務化（無料配布禁止）に向けての意見交換会を2年2月に開催した。

イ キャンペーン等の実施

令和2年7月からのプラスチック製レジ袋有料化義務化（無料配布禁止）に向け、マイバッグの利用を促す啓発用ポスターを作成し、協定に加盟する事業所や希望する小売店等に配布することにより、広く市民にマイバッグの持参を呼びかけた。

ウ レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター

平成20年に市民等から公募し、応募総点数160点から、優秀賞の作品を「レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター（愛称 エコバックくん）」として選定した。



レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター
(愛称 エコバックくん)

(3) プラスチックごみ対策

世界的な問題となっているプラスチックごみを削減するため、市民に対してごみの発生を抑制する2Rを中心とした情報発信に加え、専門家等を招き、講座を開催するなど、過度にプラスチック製品に頼らないライフスタイルに向けた周知啓発を行っている。

ア マイボトル推進キャンペーンの実施

臨時給水機を設置し、広く市民にマイボトルの持参を呼び掛けた。

イ 海ごみ問題フィールドワークの実施

高松市ゼロカーボンシティ推進アドバイザーの森田桂治氏を講師に招き、市民を対象に海ごみ問題フィールドワークを実施した。

ウ 啓発パネル展示・学習会の開催

プラスチックごみ削減啓発パネルを作成し、コミュニティセンター等でのパネル展示及び学習会を開催した。

エ リサイクル工場見学会

家庭ごみ（缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装）を中間処理している工場及び工場を選別した資源を加工する工場の見学会を開催した。

オ プラスチックごみ削減啓発用紙製ファイルの作成

令和5年2月に、プラスチックごみ削減について、広く市民に周知するために、プラスチックごみ削減啓発用紙製ファイルを作成した。

(4) 家庭系ごみ有料化事業の促進

本市では、平成 12 年 7 月から、将来に向かってリサイクルシステムを拡大・発展させ、資源循環型社会の形成を図るため、現在の収集体制に移行した。その結果、資源物回収量は増加し、焼却、埋立ごみが減少し、ごみ処理施設への負担を軽くするという成果をあげた。

また、平成 16 年 10 月 1 日からは、より一層のごみ減量・資源化、ごみ処理に係る負担の公平化、ごみに責任をもつ社会の実現を目指し、「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料指定収集袋による回収を開始し、家庭系ごみの減量に大きな成果を得た。平成 20 年には一般廃棄物処理基本計画を策定し、4 月からは合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一した。有料指定収集袋については、大（40ℓ）、中（30ℓ）、小（20ℓ）、特小（10ℓ）の 4 種類で運用していたが、高齢者の単独世帯等ごみの排出量が少ない世帯を念頭に、さらに小さい袋の導入を求める意見があったことや、他市の状況、費用などを踏まえ、平成 28 年 3 月 29 日に条例を改正し、新たに特小の半分程度のサイズである超特小（5ℓ）の導入により、5 種類での運用とし、同年 10 月 1 日からその販売を開始した。

(5) 多量排出事業者の減量計画

事業系一般廃棄物の減量及び資源化を推進することを目的として、平成 21 年 10 月に「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」を制定し、事業の用に供する延べ面積 3,000㎡以上の建物を所有・占有又は管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めている。

提出事業者数 325事業者（令和 4 年度）

(6) リユースの推進 再生家具の譲渡

南部クリーンセンターでは、ごみとして引き取られた中からまだ使えるものを、簡単な補修をして、市民の方に無償譲渡を行っている。

(7) 環境学習の推進

環境学習により、ごみの減量・再資源化への市民意識の向上などを推進する。また、3R に重点を置いた内容や世代に応じた効果的な内容を検討するなど、学習内容の更なる充実を図っている。

ア 施設見学、リサイクル体験学習

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、小中学生や各種団体等の見学者を随時受け入れ、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めてもらう。また、南部クリーンセンターの環境学習の展示啓発施設「エコホタル」では、はがき作りなどリサイクル工作の体験学習を行っている。

イ ごみ減量・資源化啓発 DVD の貸出

南部クリーンセンターで、「ようこそ南部クリーンセンターへ ごみはどうなるの？教えてアース博士」（プラスチック容器包装ごみの分別方法、守られていますか？正しいごみの分別）の DVD を希望者に貸出している。

(8) 事業者に対する啓発活動

ア 地球にやさしいオフィス登録制度

平成4年度に、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するため、「地球にやさしいオフィス」宣言をした事業者の申請に基づき市に登録する「地球にやさしいオフィス登録制度」を発足した。

この制度を推進するため、すでにビル全体でリサイクル等に取り組んで他のオフィスのモデルとなる4ビルを「地球にやさしいオフィスモデルビル」として平成4年10月に指定し、同年11月から登録受付を開始した。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録事業所を募集した。

登録事業所数 101事業所（令和5年4月1日現在）

イ 地球にやさしい店登録制度

利便性と豊かさのみを求めるライフスタイルから、環境に配慮した地球にやさしいライフスタイルへの転換を市民に呼び掛けるため、平成6年2月に、容器包装の回収、包装の簡素化、再生品の販売等に取り組み、市のごみ減量・資源化事業に協力いただける店舗等を「地球にやさしい店」として登録する制度を発足させた。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録店舗を募集した。

登録店舗数 118店舗（令和5年4月1日現在）

ウ 事業系廃棄物減量・資源化優良事業者表彰制度

平成23年度から、地球にやさしいオフィス・店及び多量排出事業者を対象に、事業系廃棄物の減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組み、効果を上げている事業者を「エコシティたかまつ優良事業者」として表彰するとともに、ホームページ等にその取組を公表している。

累計表彰事業者数 20事業者（令和5年4月1日現在）

3 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

(1) 周知啓発による市民意識の向上

ア ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター

平成3年12月に、ごみ減量・資源化を広く市民にアピールするため「ごみ減量・資源化シンボルマーク」を全国から一般公募し、平成4年2月に1,117点の応募作品の中から「シンボルマーク・シンボルキャラクター」を選定した。シンボルキャラクターについては、より親しみやすいものとするため愛称を「カンクルちゃん」と命名し、あわせて表示している。

シンボルマーク・シンボルキャラクターは、各種の印刷物などへも積極的に使用している。



ごみ減量・資源化
シンボルマーク



シンボルキャラクター
(愛称 カンクルちゃん)

イ ごみ分別ガイドブックの発行

ごみの分別・排出方法等を啓発するため、平成16年10月（旧高松地域）及び20年4月（合併地区）に、それぞれの区域内の全世帯に配布し、さらに、23年度には全面改訂し、市内全世帯に配布した。また、転入者等にも随時配布するとともに、ホームページにも掲載している。

ウ 高松市ごみ分別アプリの配信

平成28年11月1日から、スマートフォンやタブレット端末の利用者向けに、「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ収集カレンダー」の情報を始め、ごみ出し通知機能やごみの品目別の検索機能を有した「高松市ごみ分別アプリ」の配信を開始し、増加する外国人への利便性を高めるため、令和3年1月から英語、4年1月から中国語での配信を開始した。引き続き、広報や市ホームページでの周知、市民課、総合センター・支所・出張所やコミュニティセンター等での継続的な周知により、アプリの登録・利用者の拡大を図っている。

登録・利用者数 32,065人（令和5年4月1日現在）

エ 外国人向けパンフレットの発行

市内在住の外国人に対し、正しいごみの出し方についての啓発用パンフレット（英語、中国語、韓国語）を作成し、希望者に配布している。

オ ごみステーションでの啓発

ごみステーションの収集作業時に、分別が正しくできていない場合や、出す日が違う場合などのごみには、不適物警告シール（イエローカード）に対象理由を表示し、そのごみに貼り付けて取り残すことにより、正しいごみの出し方の啓発を図っています。

(2) ごみ搬入時の展開検査及び分別指導

南部及び西部クリーンセンターでは、一層の分別の徹底によるごみの減量化や資源化の推進、安全・安心・安定したごみ処理を目指すため、随時搬入検査を行い、搬入禁止物等の混入防止を進めるとともに、収集運搬業者やごみ排出事業者・市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行っている。

(3) 使用済小型家電リサイクル

レアメタルや貴金属などの再資源化や埋立ごみの減量化を図るため、平成 25 年 10 月から携帯電話機やデジタルカメラなど 21 品目の使用済小型家電を、支所・出張所等 15 か所でボックス回収するモデル事業を実施。その後、回収ボックスの設置箇所を、平成 26 年 11 月に大型スーパーマーケットや家電量販店など 5 か所増やし、平成 28 年 3 月にはコミュニティセンター 2 か所で増設し、平成 29 年 4 月には高松市屋島陸上競技場（屋島レクザムフィールド）に設置し、現在、計 23 か所となっている。

また、平成 27 年度からは、西部クリーンセンター及び南部クリーンセンターでピックアップ回収を開始したほか、不法投棄撲滅クリーン作戦においてイベント回収を行っている。

平成 29 年度及び平成 30 年度には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の金・銀・銅メダルをリサイクル金属で作る国民参加型プロジェクト「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、市内で開催されるスポーツイベントなどでもイベント回収を実施した。

令和 3 年 4 月から、使用済み小型家電の回収対象品目をこれまでの 21 品目から、11 品目追加し 32 品目として回収を開始している。

<令和 4 年度の使用済小型家電の回収実績>

回収方法	回収量 (kg)
ボックス回収	9,829.4
ピックアップ回収	5,662.6
イベント回収	22.5
計	15,514.5

(4) 小型充電式電池等の回収

リチウムイオン電池を始めとする小型充電式電池の家庭からの収集ごみ（破碎ごみ・プラスチック容器包装ごみ）への混入が続いていた。リチウムイオン電池等が原因で南部クリーンセンター・西部クリーンセンターや収集車で発火事故が多発していることから、令和 2 年 10 月から、総合センター・支所等の市施設 23 か所に回収ボックスを設置し、リチウムイオン電池等の小型充電式電池の回収を始めた。令和 4 年 4 月から、これまで廃棄ルートが確立されていなかったリサイクルマークのない充電電池等について回収を始めた。

<令和 4 年度的小型充電式電池等の回収実績>

回収方法	回収量 (kg)
小型充電式電池（リサイクル対象）	288.9
加熱式たばこ・電子たばこ	74.4
小型充電式電池（リサイクル対象外）	233.2

(5) 溶融スラグの有効利用

平成 25 年 4 月 1 日、南部クリーンセンター焼却施設で発生する溶融スラグの円滑な利用を図ることを目的とした「高松市溶融スラグ利用ガイドライン」を定め、工事用資材として試行利用している。

溶融スラグとは、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたもので、近年、建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。本市が発注する道路、河川（水路）、下水道工事等の一般土木工事にガイドラインを適用し、溶融スラグを利用することで、最終処分量の削減に努めている。また、令和 2 年度からは、溶融スラグと花崗土等を混ぜ合わせたスラグ混合土を作り、陶最終処分場及び南部クリーンセンター埋立処分地での覆土として再利用も行っている。

(6) 羽毛布団のリサイクル

令和 2 年 1 月より南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、今までは焼却処分をしていた廃羽毛布団を、再生羽毛として利用するためのリサイクルを開始した。また、3月からは、市民の方から持ち込まれた羽毛布団を、資源物として無料回収し、再資源化の促進や啓発に取り組んでいる。

＜羽毛布団リサイクルの実績＞

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
枚数(枚)	286	809	765	683
売払金額(円)	109,670	307,780	283,800	262,900

(7) 高松市脱炭素型行動推進員制度

平成 5 年 4 月に、一般廃棄物の減量化・資源化を更に推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく高松市リサイクル推進員を地区ごとに設置した。令和 5 年度には、高松市が「ゼロカーボンシティ宣言」（令和 2 年 1 2 月）をしたことを踏まえ、日常生活における脱炭素型生活様式への転換の推進を図るため、制度の発展的見直しを行うこととし、名称についても「高松市脱炭素型行動推進員」に変更した。

高松市脱炭素型行動推進員数 134 人（令和 5 年 6 月現在）

(8) 家電リサイクル法への対応

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことにより、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目はリサイクルすることが義務づけられ、これらの品物が不要となった時には、原則として、販売店を通じてメーカーへ引き渡しリサイクルを行うこととなっている。販売店に引取りの義務がないなどのやむを得ない場合に限り、市で回収し、メーカーの指定引取場所へ搬入している。

ごみステーションに出された排出者不明の家電4品目を回収し、リサイクル可能な物については、メーカー指定引取場所へ搬入している。

また、平成21年4月から液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が対象品目に追加された。

<家電4品目の有料収集及び不適正排出等収集の実績>

品目	有料収集台数実績(台)					不適正排出等収集台数実績(台)				
	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
テレビ	67	96	121	133	154	42	52	25	21	7
エアコン	24	31	34	22	23	2	3	2	2	0
冷蔵庫 冷凍庫	130	153	187	189	177	10	14	11	7	1
洗濯機 衣類乾燥機	117	152	215	222	205	11	8	6	3	3
合計	338	432	557	566	559	65	77	44	33	11

(9) 家庭用パソコン・携帯電話・消火器・二輪車のリサイクル

メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成20年4月から家庭用パソコンの収集を、平成21年4月からは携帯電話の処理施設による受入れを行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとしていたが、使用済小型電子機器等リサイクル対象品目として、平成25年10月から携帯電話の回収を行い、また対象品目を追加する中で、令和3年4月からパソコンの回収を行っている。また、廃棄物処理法に基づき、広域認定制度の認定を受けているメーカー等によるリサイクルを促進するため、平成24年4月から消火器や二輪車の収集及び処理施設での受入れを行わず、メーカー等のリサイクルシステムを活用し、資源の再利用を図っている。

4 不法投棄対策等

平成 20 年 4 月の組織改正により、適正処理対策室を環境指導課に移管するとともに、室に適正指導係及び監視パトロール係を設置し、不法投棄の防止に努めている。

また、許可業者を対象とする講習会やホームページ、広報紙を通じて、事業者・市民への周知・啓発に努めるとともに、地元住民・各種団体と連携し、不法投棄の防止に取り組んでいる。

(1) 不法投棄防止パトロールの実施

毎週 2 ～ 3 回、職員による不法投棄防止パトロールを定期的に行っている。令和 4 年度においては、職員による定期監視パトロールを平日 117 回、休日 17 回実施した。

また、不法投棄されているごみについては、不法投棄の行為者の調査・指導を行うとともに、早期の撤去に努めている。

(2) 不法投棄監視カメラの設置

市内でも、特に不法投棄が多く見られる 28 か所に監視カメラを設置するとともに、監視カメラ作動中の警告看板を立て、不法投棄を防止している。

(3) 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、環境美化と環境意識の向上に努めているが、令和 4 年度は、予定されていた 5 件の不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦全てが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

＜令和 4 年度 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦実施内容＞

・実施件数	0 件
・延べ参加人員	0 人
・総回収量	0 t



令和元年7月14日あじ水ぎわクリーン作戦



令和2年1月19日高松エアポートクリーン作戦

(4) 令和4年度瀬戸・高松広域連携中枢都市圏不法投棄対策事業の実施
 <瀬戸・高松広域連携中枢都市圏クリーン作戦実施内容>

実施件数 3件
 参加人員 約1,600人 総回収量 21.9t

(5) 海ごみ対策事業の推進

私たちが暮らす瀬戸内海を「豊かな海」として保全・再生するため、行政・市民・関係者が連携して、香川県をはじめ、国、県内全8市9町並びに民間団体などを構成団体とした、香川県海ごみ対策推進協議会を平成25年5月24日に設置し、全国でも初の試みとして、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみ対策を推進している。令和4年度は、瀬戸内漁協、下笠居漁協、庵治漁協の協力を得て、合計3,800kgの海底堆積ごみを回収し、処理を行った。

<令和4年度処理状況>

瀬戸内漁協	下笠居漁協		庵治漁協	合計処理量
高松漁港	亀水漁港	小坂	庵治漁港	
可燃 0kg 不燃 1,100kg 計 1,100kg	可燃 0kg 不燃 1,330kg 計 1,330kg	可燃 0kg 不燃 0kg 計 0kg	可燃 0kg 不燃 1,370kg 計 1,370kg	可燃 0kg 不燃 3,800kg 計 3,800kg

(6) 資源ごみ持ち去り防止対策

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を平成21年4月1日に制定し、ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため、持ち去りの情報提供があった際は、職員による早朝パトロールや、広報等により市民に注意喚起の啓発を行っている。